平成２４年（フ）第２３０号
北九州市小倉北区真鶴１丁目４番14号サニーハイツ真鶴201
債務者　増田　裕人
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３９号
福岡県遠賀郡芦屋町山鹿12番37号
債務者　日野俊次郎
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７４号
北九州市小倉南区南方４丁目12番15号202
債務者　堀　　秀幸（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８０号
北九州市門司区中二十町９番１号
債務者　長尾めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８号
佐賀県唐津市肥前町万賀里川962番地４
債務者　谷口　弘樹
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１６３号
大分市王子南町６番４号、申立時の住所大分市南春日町４番40号しらゆりハイツ305
債務者　山崎　智子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
盛岡市湯沢８地割２番地16、旧住所盛岡市飯岡新田３地割75番地１
債務者　西里　潤也
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６３号
福島県郡山市田村町徳定字下北田１番地の３キャンパス21Ｄ202号
債務者　金田　秀好
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
福島県郡山市大槻町字中谷地93番地
債務者　渡邉スイ子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
神戸市兵庫区新開地１丁目４番16―904号
債務者　山中　健利
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６８号
神戸市垂水区中道４丁目１番15―203号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区才699番地２
債務者　西川　修一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０８号
神戸市長田区房王寺町２丁目４番13号　ナイスビューＮＡＧＡＴＡ101号
債務者　林　真由美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０号
山口県防府市三田尻３丁目８番１号コーポクニヒロ202号
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
山口市小郡下郷509番地16
債務者　國重　典子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
山口県岩国市立石町３丁目10番23―101号
債務者　橋國八千代
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３４号
山口県熊毛郡田布施町大字波野91番地メゾンド部屋202号
債務者　岡崎代利子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３６号
山口県大島郡周防大島町大字久賀5822番地１　ＣＯＺＹ―Ｂ
債務者　河村　　明
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第９４９号
愛知県あま市上萱津八剱86番地　メゾン八剱101号
債務者　和間　尚美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部